

議案第82号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成20年墨田区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同条第2項中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第1号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法第43条に規定する児童発達支援センターの目的を達成するために必要なこと。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことに伴い、同センターの目的を達成するために必要な事業を行うこととするほか、所要の改正をする必要がある。